

令和8年度 警報等発表時における児童生徒の対応について  
(令和8年5月29日より運用)

知多市教育委員会

## 1 「暴風(暴風雪)警報」が知多市に発表された場合

### 【児童生徒の登校前】

- (1) 午前6時30分より前に警報が解除された場合は、平常通り教育活動を実施します。  
ただし、登校が危険と保護者が判断した場合は登校を見合わせてください。その場合は、学校に速やかに連絡してください。
- (2) 午前6時30分以降に警報が解除された場合は、学校は休校です。  
(午前6時30分ちょうどを含む)

### 【児童生徒の登校後（学校に児童生徒がいる場合）】

- (1) 速やかに教育活動を中止します。
  - (2) 通学路等の安全が確認された場合は、下校します。
  - (3) 通学路等が危険な状態の場合は学校待機とし状況に応じて学校からの連絡により保護者への引渡しを行います。
- ※ 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、今後「暴風(暴風雪)警報」発表の可能性が高い場合は教育活動を中止し、速やかに下校させることがあります。
- ※ 知多市と表記してありますが、愛知県全域または愛知県西部・知多全域という表現で発表されることもあります（以下、同じ）。

## 2 「特別警報」「レベル5特別警報」「レベル4危険警報」が知多市に発表された場合

「特別警報」という名称で発表されるのは、暴風、大雪、暴風雪、波浪の4種類です。

「レベル5特別警報」「レベル4危険警報」という名称で発表されるのは、大雨、氾濫、高潮、土砂災害の4種類です。

### 【児童生徒の登校前】

- (1) 登校しません。特別警報・レベル5特別警報・レベル4危険警報解除後も安全に登校させようと判断し、学校から連絡があるまでは登校をさせないでください。
- (2) 午前6時30分以降に、特別警報・レベル5特別警報・レベル4危険警報が解除された場合は、学校は休校です。(午前6時30分ちょうどを含む)

### 【児童生徒の登校後（学校に児童生徒がいる場合）】

- (1) 速やかに教育活動を中止し、安全に帰宅できると判断するまで、学校または避難場所に待機させます。
- (2) 警報解除後、安全に帰宅できると判断した場合には、学校からの連絡により保護者への引渡しを行います。

### 3 「レベル3大雨警報」「大雪警報」「レベル3氾濫警報」「竜巻注意情報」「記録的短時間大雨情報」が知多市に発表された場合（原則、休校とならない）

#### 【児童生徒の登校前】

- (1) 基本的には登校しますが、登校が危険と保護者が判断された場合は登校を見合わせてください。その場合、学校に速やかに連絡してください。その後、安全が確認されたら登校させてください。

#### 【児童生徒の登校後（学校に児童生徒がいる場合）】

- (1) 教育活動は継続して行いますが、課外活動は中止します。児童生徒の安全を最優先に、屋内で待機する等の対応を行う場合があります。
- (2) 気象状況や通学路等の状況から判断し、教育活動を中止して速やかに下校させることもあります。
- (3) 通学路等が危険な状態の場合は学校待機とし、状況に応じて保護者の判断または学校からの連絡により保護者への引渡しを行います。

### 4 「大津波警報」「津波警報」が知多市に発表された場合、または「震度5弱以上の地震」が発災した場合

#### 【児童生徒の登校前】

- (1) 登校しません。翌日以降は自宅待機とし、学校から登校の連絡があれば、登校します。

#### 【児童生徒の登校後（学校に児童生徒がいる場合）】

- (1) 速やかに教育活動を中止します。
- (2) 児童生徒の安全を確保するとともに、保護者への引渡しを開始します。

※ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の対応については、別紙1を参照ください。

## 5 その他

### ○ 「暴風（暴風雪）警報」等の発表時の学校給食の取り扱いについて

- (1) 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、「暴風（暴風雪）警報」等の発表の可能性が高い場合は、前日の正午までに給食の中止を決定し、その旨を学校から家庭に連絡します。したがって、当日の給食はありません。授業を実施することになった場合は、必要に応じて弁当等を持参させてください。
- (2) 上記(1)で給食中止の決定をせず、「暴風（暴風雪）警報」等が発表されている場合
  - ① 当日の午前6時30分より前に警報が解除され、平常通りに教育活動を行う場合は、給食を実施します。
  - ② 当日の午前6時30分以降に警報が解除された場合、学校が休校のため、給食を実施しません。（午前6時30分ちょうどを含む）

### ○ 警報等の発表時及び災害等発生時の「欠席」「遅刻」「早退」の扱いについて

登校が危険と保護者が判断された場合、学校に連絡することで「欠席」や「遅刻」扱いとなりません。また学校待機中等に、保護者の判断で保護者への引渡しを行う場合は「早退」扱いとなりません。

### ○ 放課後児童クラブについて

警報発表の有無にかかわらず、学校が安全管理上閉鎖になった場合は、小学校に隣接する放課後児童クラブは実施されません（詳細は別紙2を参照ください）。